

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会
特別支援教育士倫理規程

改定:2015年4月1日

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会定款 第3条に基づき、この倫理規程を定める。

<目的>

第1条 この規程は、「特別支援教育士」（以下、S.E.N.S と略記）及び「特別支援教育士スーパーバイザー」（以下、S.E.N.S-SV と略記）が諸活動を行う際に、常に倫理に配慮し、その適正を期することを目的とする。

第2条 本協会は、S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV がその専門業務に従事するに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 第2条に係る事項の審議は倫理委員会（以下、委員会と略記）が行う。

<委員会の業務>

第4条 委員会は、第1条の目的（第1条、第2条）を達成するため、本協会の理事長（以下、理事長と略記）の指示の下に次の業務を行う。

- (1) 本規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
- (2) S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の倫理向上に向けて、本協会が実施する研修会等の企画・実施への提言
- (3) 理事長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
- (4) その他、委員会が必要と認める業務

<委員会の構成>

第5条 委員会は、本協会の理事より選出された委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。ただし、3期を越えることができない。

<委員会の運営>

第6条 委員長は、理事長の命を受けて委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会は、出席委員の2分の1以上の賛成により決定を行う。ただし第4条3号の裁定の場合については、別に定める。
- 4 都合により委員長が、その業務の遂行に困難が生じたとき、又は欠けたときは、委員の内からあらかじめ互選により指名を受けた者（副委員長など）が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

<委員会の報告>

第7条 委員長は、理事長から審議を付託された日から起算して、3ヶ月以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。

2 第4条3号に定める諮問については、委員長は、理事長への報告に際し、その倫理綱領を違反した者に対して取るべき処分としての厳重注意、一定期間の本協会が実施する事業への参加の停止、S.E.N.S及びS.E.N.S-SVの資格の取り消し、その他の裁定案を答申するものとする。

<裁定>

第8条 裁定は、本協会の倫理委員会において委員の3分の2以上が出席した会議において出席者の3分の2以上の同意による議決の後、理事長がこれを行う。

<改廃手続き>

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本協会の理事会においてこれを行う。

附 則

1. 本倫理規程は、2009年4月1日より施行する。
2. 本倫理規程は、2015年4月1日に一部改定する。